



令和 3 年 第 5 回 総 会
会 議 録

期 日 令和 3 年 5 月 2 8 日

場 所 枕崎市妙見センター

枕 崎 市 農 業 委 員 会

令和3年第5回枕崎市農業委員会総会 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和3年5月28日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	24	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	25	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	26	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書（案）について
5	27	農地法第3条許可申請について
6	28	農地法第5条許可申請について
7	29	農用地利用集積計画の調整について
8	30	令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
9	31	令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
5月28日	午後3時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第9号
		6. 提案理由の説明，質疑
		7. 討論，表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	原田克子	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	今給黎龍浪	農業委員
	6番	白澤千恵子	農業委員
	7番	眞茅文男	農業委員
	8番	依積田広昭	農業委員
	9番	楠義文	農業委員
会長代理	10番	畑野真人	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	依積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原和英	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 駒水孝広
主幹兼農地係長 永江靖博
農地係参事補 前原光博

午後 3時30分 開会

議長 令和3年第5回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。

9番楠委員、10番畑野委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第24号 農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号121号から124号までの合意解約は、利用権設定を受けた者 ○○○さんほか2名、利用権設定をした者 ○○○○さんほか3名です。

解約面積は畑が9筆で8,188㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号121号から124号までについては、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第24号、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第25号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

名簿登録番号板敷地区15号，合同会社〇〇〇〇は経営類型 露地野菜複合経営で経営面積は67aです。農業労働力は1名です。

名簿登録番号南さつま市1号，〇〇〇〇さんは経営類型 果樹類で経営面積は159.1aです。農業労働力は3名です。

両名は，担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において，計画書が認定されたことに伴い，あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し，質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので，質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については，承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって，議案第25号は，承認することに決定いたしました。

ここで，農業委員会等に関する法律31条の規定により，原田委員の除斥をお願いいたします。

(原田委員除斥)

次に，日程第4号農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)についてを議題といたします。

議案内容について，事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第4号，議案第26号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)についてご説明致します。

議案書の3ページからになります。

申請人の株〇〇〇〇は福岡市で太陽光発電売電事業を営んでいます。

所有者は美山町にお住まいの〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんです。

申請地は，美山町〇〇番 畑 2，134㎡と美山町〇〇番 畑 1，788㎡です。

大河内製茶から南東約〇〇m，農用地区域内外周部に位置し，代替地も無く農用地区域の利用上の支障，集団性の保持，担い手に対する利用集積への影響は軽微であり，農業振興地域除外についてはやむを得ないものと思われま

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号1号について，水野委員お願いします。

3番(水野委員) 5月17日 原田委員，有村推進委員，事務局の駒水局長，前原さんと現地調査を行ないました。

申請地の場所は事務局の説明のとおりです。

現況は山林及び原野化した耕作放棄地となっており，農業振興地域整備計画変更については特に問題のないものと思われま

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

7番（眞茅委員） 整理番号1号について、調査員に原田委員の名前もありますが、調査にあたって何ら問題はないのでしょうか。

事務局 確認をとったのですが、議決権の関係については、除斥ということで議決権はないという事ですが、調査に携わるなということまで法的には規制していないという解釈です。

7番（眞茅委員） わかりました。

5番（今給黎委員） この様な案件は、今後は入れ替えてするべきではないでしょうか。やはり当事者が入るのは好ましくないと思われます。

議長 局長から調査までは問題がないという事で県の方とは打合せしたという事ですが、実際は調査が終わってからわかったもので、今後はこの様な議題が出た場合は、なるべく交代をお願いして行っていきます。

よろしいでしょうか。

5番（今給黎委員） はい。

議長 ほかにございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、これをもって、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書（案）については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

原田委員 着席をお願いします。

（原田委員着席）

ここで、農業委員会等に関する法律31条の規定により、畑野委員の除斥をお願いいたします。

（畑野委員除斥）

次に、日程第5号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。

（整理番号11号）

整理番号11号の申請地は、園見本町〇〇番〇，畑，334㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，無職，86歳，木場町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん，農業，62歳，木場町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望，譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号11号については調査書にあるとおり，農地法第3条第2項各号には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号11号の申請地については8ページに掲載してあります。

申請地は、木場町・田辺自動車商会の北側に〇〇mに位置します。

整理番号11号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号11号について、有村委員をお願いします。

13番（有村委員） 整理番号11号について報告いたします。

5月12日に譲受人と立ち会いのもと現地確認を行いました。

位置関係は事務局のとおりです。

譲受人は木場集落の茶の専業農業者です。

申請地は、北側及び東側は市道、南側は部分的に梅が植樹された畑であり、西側は整理番号18号転用申請地（一般住宅）で、現在、耕作準備中の畑となっています。

取得後は、菜園畑として、周囲と一体となった営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われまます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第3条許可申請の整理番号11号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

畑野委員 着席をお願いします。

（畑野委員着席）

次に、日程第6号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は5件で、所有権の移転に関する申請が4件、地上権の設定が1件です。

〔整理番号17号〕

整理番号17号の申請地は中央町〇〇番〇、畑、500㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいで、手狭になってきた為、実家に近い申請地に住居を建築したい。」とのことです。

申請地は 11 ページに掲載してあります。

南海自動車学校から東側〇〇mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種低層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 500 m²で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、1筆の土地を2筆に分筆し、一般住宅及び農地となりますが、東側の農地境界にはブロック積みを施します。

建物は高さ 4.0m の平屋であり、東側農地境界より 1.2m 控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 18号]

整理番号 18号の申請地は園見本町〇〇番, 畑, 330 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在借家住まいのため、申請地を購入して自宅を建築したい。」とのことです。

申請地は 8 ページに掲載してあります。

木場町・田辺自動車商会から北側約〇〇mに位置しています。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない 0.9ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を住宅建築の候補地としており、致し方ない申請ではないかと思われます。

転用目的は、一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は居宅 1 棟の建築です。

計画面積は 330 m²で問題のないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、1筆の土地を2筆に分筆し、一般住宅及び農地として、同時に譲渡され、東側の農地境界には3段の土嚢積みを施します。

建物は高さ 7.0m の二階建てであり、西側農地境界より 1.5m 控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

[整理番号 19号]

整理番号 19号の申請地は桜山東町〇〇番〇, 畑, 92 m²です。

譲受人は株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん建設業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「建設工事用の車両を置く場所が不足しているため、申請地を駐車場として利用したい。」とのことです。

整理番号 19号の申請地は、14 ページに掲載してあります。

申請地は、山口公民館から北側〇〇mに位置しています。

農地の区分は集団性が0.1haの農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は駐車場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は2tトラック2台分の駐車場の整備です。

計画面積は92㎡で問題のないものと思われます。

申請地の北側半分は畑として保全管理されておりますが、南側は既に駐車場として整備されております。

転用にあたり、北側部分が1mほど高いため、切土をおこない、南側と同じ高さにし、ブロック積を施し、南側は、ブロック及び擁壁が既に施されてあります。

本件申請地は、譲渡人の父が平成23年に、申請地の一部を駐車場として整備していたもので、追認により許可を得ようするものです。

なお、申請人より「農地法を知らずに、駐車場として、利用していたことを反省するとともに、このような事がないよう深くお詫びします。」との始末書が添付されております。

また、周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともありません。

被害防除計画、資金調達計画も適正であり、無断転用の事例ではありますが、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

まず、整理番号17号から19号の3件について、原田委員をお願いします。

2番（原田委員） 5月17日に水野委員、有村推進委員、桑原推進委員、俵積田推進委員、事務局の前原さんと現地確認を行いました。

まず整理番号17号について報告いたします。

立会人は譲渡人で申請人の父親です。

転用目的は一般住宅です。

17号の申請地は、説明にありましたとおり、中央町に位置する農地で、現在、保全管理された畑です。

申請地は、北側は畑及び宅地、東側は分筆し残される農地、西側及び南側は道路です。

1筆の土地を2筆に分筆し、一般住宅及び農地として、利用されるものでありますが、東側の農地境界にはブロック積みを施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

なお、残される農地については、菜園として利用するとのことでした。

建物は平屋であり、東側農地境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、自然流下及び溜桝により西側・側溝へ放流にします。

生活排水は西側の道路に埋設されている下水道管へ排水する計画です。

なお、北側農地境界が、明確でなく、造成にあたって、支障を及ぼす恐れがあったため、十分な土留め対策をおこなうよう指導しました。

被害防除計画も適正であり、周辺の農業等に及ぼす影響もなく、問題のない申請と思われます。

整理番号18号について報告いたします。

立会人は申請人の父親です。

転用目的は一般住宅です。

18号の申請地は、説明にありましたとおり、園見本町に位置する小集団の農地で、現在、保全管理された畑です。

申請地北側は道路、東側は分筆し譲渡される農地、西側は畑及び宅地、南側は畑です。

1筆の土地を2筆に分筆し、一般住宅及び農地として、同時に譲渡されるものがあります。

東側の農地境界には土嚢積みをおこない、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

なお、その管理は定期的におこなうことのことです。

建物は二階建てであり、西側農地境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

また、隣接する土地所有者への同意は得ているとのこと。

雨水については、自然流下により北側・側溝へ放流により処理します。

生活排水は合併浄化槽で処理後北側・側溝に排水します。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

次に整理番号19号について報告いたします。

立会人は申請人の奥さんでした。

転用目的は駐車場です。

19号の申請地は、説明にありましたとおり、桜山東町に位置する小集団の農地で、北側半分は保全管理されておりますが、南側は既に駐車場として利用されております。

申請地は、北側は水路を挟んで宅地、東側は畑、西側は宅地、南側は道路です。

北側部分が1mほど高いため、南側と同じ高さにして、ブロック積をおこないます。

南側は周囲に、既にブロック積と擁壁があるため、周辺土地への土砂雨水の流出を防止します。

雨水については、南側水路により処理します。

構築物もなく、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともなく、被害防除計画、資金調達計画も適正であり、無断転用の事例ではありますが、やむを得ない申請ではないかと思われます。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農地法第5条許可申請の整理番号17号から19号までの3件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

ここで、農業委員会等に関する法律31条の規定により、原田委員の除斥をお願いいたします。

(原田委員除斥)

引き続き、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 [整理番号20号]

整理番号20号の申請地は美山町〇〇番，畑，1，788 m²です。

譲受人は株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さん，太陽光発電売電事業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，農業です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「申請地を取得して，発電売電事業施設として活用するため。」とのことです。

日程番号4号議案番号26号整理番号1号の農振除外と同時申請になります。

申請地は4・5ページに掲載してあります。

美山町・大河内製茶工場より，南東〇〇mに位置しています。

農用地区域 除外後は集団性が3.0haの農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し，第2種農地と判断します。

計画内容は太陽光パネル450枚，148.5kwを設置する計画です。

転用目的は太陽光発電施設設備の設置で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

また周辺は，代替地は存在しないため，致し方のない申請ではないかと思われま

す。

計画面積は1，788 m²で問題のないものと思われま

す。

北側の〇〇番と一体的に利用するものです。

造成については0.5m程度の切土をおこないます。

境界に高さ30cmの畦畔と南側に調整池を設けます。周囲には高さ1.2m程度のフェンスを設置し，パネル間は2.0m以上あけてパネルを設置します。又，パネル高は2.0mとなります。

なお，経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており，事業実施の確実性は確認されております。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であります。

以上で整理番号20号の説明を終わります。

議長 次に，調査員から，現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号20号について、水野委員お願いします。

3番（水野委員） まず整理番号20号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は太陽光発電施設です。

20号の申請地は、説明にありましたとおり、美山町に位置する小集団の農地で、現在、遊休農地です。

申請地の北側は山林、東側は道、西側及び南側は山林です。

北側の土地とともに利用します。

境界に畦畔と南側に調整池を設置し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。パネルの高さ2.0mとし、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については南側の調整池で、地下浸透させます。更に流れ出すものについては、東側道路の側溝へ放流により処理します。

なお、東側の一部より、申請地内に雨水が入り込み、西側山林へ土砂流出の恐れがありましたので、十分な土留め対策をおこなうよう指導したところでは、

被害防除策も示されており、やむを得ない申請ではないかと思われま

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農地法第5条許可申請の整理番号20号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

原田委員 着席お願いします。

（原田委員着席）

引き続き、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 [整理番号21号]

整理番号21号の申請地は白沢東町〇〇番，畑，209㎡です。

借人は〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さん，太陽光発電売電事業です。

借人は〇〇〇〇さん，無職です。

地上権の設定です。

申請地に、賃借による建築物が所有できる権利です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「隣接する宅地と一体で申請地を太陽光発電設備として利用するため。」とのこと

申請地は、17ページに掲載してあります。

東白沢公民館より北側約〇〇mに位置します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない0.1haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

太陽光発電事業を始めるにあたり、代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を候補地として選定しております。

転用目的は、太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。計画面積は太陽光パネル（200枚）49.5kwを設置する計画で問題のないものと思われま

す。東側の〇〇番、〇〇番と一体的に利用するものです。

造成については敷地内の段差のある地表を平坦にするため、1mの切土及び50cmの盛土をおこないます。境界に高さ30cmの畦畔と南側に調整池を設けます。

周囲には既存のブロック壁及び擁壁が施されており、更に、高さ1.2m程度のフェンスを設けます。

パネル高は2.2mとし、境界から約2.4m以上離して、太陽光パネルを設置します。なお、経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の系統連系承諾通知書の写しが提出されており、事業実施の確実性は確認されております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号21号について、水野委員をお願いします。

3番（水野委員） 整理番号21号について報告いたします。

立会人は申請人代理の〇〇〇〇行政書士です。

転用目的は太陽光発電施設です。

21号の申請地は、説明にありま

す。白沢東町に位置する小集団の農地で、現在、遊休農地です。

申請地は、宅地で囲まれており、周りに農地はありません。

東側と南側の宅地とともに利用します。階段のような段差がある地表を平坦にしますが、敷地内は、畦畔と南側に調整池を設置し、さらに、周囲には、既にブロック積と擁壁があり、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

パネルの高さは約2.2m程度で、パネル間は十分な間隔を確保する計画であり、日照通風等支障を及ぼしません。

雨水については、南側に素掘りの調整池を設け、地下浸透させます。更に流れ出すものについては、西側の市道側溝へ放流します。

集落内の設置であることから、隣接する住居者への同意は得ているとのこと

です。なお、西側の宅地との境界において、一部、石積の部分があり、造成については、十分な土留め対策をおこなうよう指導したところ

です。適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われ

ます。以上報告をおわります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農地法第5条許可申請の整理番号21号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第7号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第7号 議案第29号 農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号76号から89-3号まで利用権設定を受ける者(合)〇〇〇〇ほか13名、利用権設定をする者 〇〇〇〇さん ほか33名で設定面積は、田が1筆575㎡、畑が45筆で49,625㎡、樹園地が21筆で22,462㎡です。

次に所有権移転です。

整理番号4号、譲渡人は小塚町の〇〇〇〇さん、譲受人は下松町の(有)〇〇〇〇です。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で移転面積は1筆で1,317㎡です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号76号から89-3号までについて、並びに所有権移転の整理番号4号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第29号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第8号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第8号、議案第30号

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明いたします。

議案第30号・議案第31号につきましては農業委員会法第37条に基づく「情報の公表」の取組として、各農業委員会の活動状況等をホームページ等で公表することが義務づけられていることから行うものです。

それでは、内容について説明いたします。

農業委員会の主な活動として担い手への農地の集積・集約化、新規参入の促進、遊休農地の発生防止・解消、農地転用への適正な対応等があります。

各活動の現状・課題等につきましてはお目通しいただき、実績並びに評価について説明させていただきます。

22 ページ「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては目標面積956haに対し、実績が1008.6haであり達成率は105.5%となっています。

委員の皆さんに行って頂いている利用権の戸別訪問等の成果により、目標は十分に達成されたと判断いたしました。

23 ページ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、参入目標1経営体・参入面積1haに対し2経営体・参入面積1.1haの実績となりました。

24 ページ「遊休農地に関する措置」について

目標面積28haに対し、実績5.6haとなっています。

新たな遊休農地の発生面積が解消面積を上回ったことから、遊休農地が増加するという結果になりました。

25 ページ「違反転用への適正な対応」につきましては、

農地利用状況調査や、農地パトロールなどにより違反面積の増加はありません。

26 ページ「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」につきましては、1の農地法第3条に基づく許可事務は、年間処理件数17件

2の農地転用に関する事務は、年間処理件数は42件で、いずれも問題なく処理されています。

27 ページ以降、農地所有適格法人からの報告への対応、賃借料情報等の調査・提供につきましては、実績を記載してありますのでお目通しください。

以上で令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についての説明を終わります。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第8号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第9号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願い致します。

事務局 日程第9号議案第31号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明いたします。議案書の29ページからになります。

次のページの「担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、戸別訪問等による利用権の設定などの活動により農地の集積化を図っていこうとするものです。

目標を21.4ha増の1,030haと設定しています。

Ⅲの「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、就農相談や支援措置等について、農政課・農協など関係機関と連携し情報提供を行っていきます。

次のページ「遊休農地に関する措置」につきましては、今年度の目標を28haと設定し遊休農地の解消を図っていこうとするものです。

活動計画は例年同様、利用状況調査・意向調査を実施していきたいと考えています。

次の「違反転用への適正な対応」につきましても、これまで同様、農地パトロールや広報による周知を継続し違反転用防止に努めようとするものです。

以上、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」についての説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第9号令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

午後 4時50分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 楠 義文

会議録署名委員 畑野 真人
